

新規創業応援事業

※2024年(令和6年)4月～2027年(令和9年)3月限定

【目的】

- ・市民、観光客ともに利用可能な市内産業の充実を目指し、市民満足度、観光業の魅力向上を図るため、市内での新規創業を支援する。
- ・加えて、市が定める特定区域での創業をより支援することで、市街地の空き店舗対策を図る。

【補助交付金額】

- ・交付する補助金額は、次のとおりとします。
- (1) 新規創業奨励補助金（以下「基本額」という。）

補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち 10/10 以内	50 万円

- (2) 事業加算補助金（以下「加算額」という。）
- ・次に該当する場合は、補助対象経費から基本額分を除いた額に対して更に補助します。

区分	補助率	補助金限度額
① 転入者加算 … 申請者が市外から移住し 1 年以内に事業着手する場合	補助対象経費から基本額分を除いた額の 1/2 以内	50 万円
② 若者加算 … 申請時の年齢が 39 歳以下の場合		50 万円
③ 都市機能誘導区域等加算 … 補助対象地域(1)で、市が定める特定業種を営む店舗を創業した場合		50 万円
④ 特定事業店舗集積重点地域加算 … 補助対象地域(2)で、市が定める特定業種を営む店舗を創業した場合		100 万円

※申請者 … 個人事業の場合は経営者個人、法人登記の場合は法人代表者

※加算イメージ … 基本額に以下の金額が加算されます。

加算上限額		創業区域		
		指定地域外	都市機能誘導区域内 (50 万円増額)	特定業種店舗集積重点地域内 (100 万円増額)
申請者区分	富良野市民	0 円	50 万円	150 万円
	転入者 or 若者 (50 万円増額)	50 万円	100 万円	200 万円
	転入者 + 若者 (100 万円増額)	100 万円	150 万円	250 万円

- ※例 … 35 歳の移住者が飲食店を創業する（補助対象経費 200 万円）場合
「転入加算」「若者加算」の両方が該当し、基本額 50 万円を除く対象経費のうち 1/2 以内（最大 100 万円）が金額に加算されます。
- 基本額を除く 150 万円の 1/2 以内（最大 100 万円） = 75 万円が基本額に加算
 - 基本額 50 万円 + 加算額 75 万円 = 125 万円補助

※当該補助金では、店舗等新築改修において補助対象経費に消費税がある場合には、これを補助対象外としてください。ただし、この額が明らかでない場合については減額しないで申請することができますが、この額の確定後、報告の上、返還していただくことになります。

【補助対象地域】

- ・基本額および転入者加算、若者加算については、富良野市内全域とします。
- ・上記のほか、創業場所による加算の対象地域は以下のとおりです。

(1)都市機能誘導区域等加算の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・富良野市立地適正化計画において指定された都市機能誘導区域内（以下「都市機能誘導区域内」という。）（図1 6-11 ページ参照） ・山部東町1番、2番、6番、7番、8番、山部中町1番、2番、3番、4番、山部南町1番、2番、3番、4番の区域内（図2 6-11 ページ参照）
(2)特定事業店舗集積重点地域加算の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・富良野市立地適正化計画において都市機能誘導区域内で指定された商業地域、近隣商業地域（図1 6-11 ページ参照）

【対象者】

- ・以下の条件を満たす、中小企業者等（農業者又は農業生産法人を含む）

申請条件
<ul style="list-style-type: none"> ・富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者（その予定も含む） ・市外から新たに進出して支店登記した事務所を本市内に有している者（その予定も含む） ・市税を滞納していない者 ・富良野商工会議所、山部商工会のどちらかの会員又は創業後に入会する予定のもの ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者

- ・基本額および転入者加算、若者加算については、全業種を対象とします。
- ・都市機能誘導区域等加算、特定事業店舗集積重点地域加算については、以下の業種を営むもの。

対象業種
<ul style="list-style-type: none"> ・56 各種商品小売業 ・57 織物・衣服・身の回り品小売業 ・58 飲食料品小売業 ・59 機械器具小売業 ・60 その他の小売業（店頭で商品を販売している店舗に限る 61 無店舗小売業は対象外） ・76 飲食店 ・77 持ち帰り・配達飲食サービス業（屋台、キッチンカーなどの移動販売は除く） ・78 洗濯・理容・美容・浴場業 ・79 その他の生活関連サービス業 ・80 娯楽業（8063 マージャンクラブ、8064 パチンコホール、8065 ゲームセンター、8096 娯楽に附帯するサービス業、8099 他に分類されない娯楽業は対象外） <p>※上記の分類に該当しても、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の許可又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条の有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗は、対象外となります。</p>

【対象となる事業】

- ・申請時に提出する計画書に基づき、次に掲げる①②のいずれにも該当する事業が対象になります。
- ①商工会議所又は商工会にて、創業相談などの支援を受けながら取り組む事業
- ②通年営業が見込まれ、継続性と将来的成長性が期待でき、次のどちらかに該当する事業

区分	対象事業
新規創業	会社、組合等を設立する、店舗をかまえるなどして新たに市内で事業を開始するもの
新事業展開	(ア)現在市内で行っている事業と、日本標準産業分類の中分類ベースで異なる事業を市内で新たに行うもの
	(イ)市長が新事業展開と認める事業 ※単純な事業の拡張は非該当。

【補助対象期間】

- ・対象とする期間は、事業の着手日から完了までの最大1年間の期間とします。
- ・事業の着手日とは、当該事業に係る設備等の購入、事業所開設にあたっての賃貸契約、法人登記をした日などであって、市長が適当と認める日とします。

【対象となる経費】

- ・補助対象経費は、次に掲げる①～③のいずれにも該当する経費とします。
 - ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ②証拠書類等によって金額が確認できる経費
 - ③補助事業の着手日以降に発生した経費

費目	説明・備考
機械装置等購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な機械装置、器具備品その他の設備の取得に要する経費。 ・工事、建設用特殊車両については、機械装置等の費用に含むものとします。 ・汎用性があり目的外使用が可能なもの（例：PC、タブレット、スマホ等）の購入費用は補助対象外となります。 ・単価が50万円（税抜）以上の機械装置等については、処分制限がかかります。
賃貸料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行に必要な施設の賃貸料（共益費含む）に要する経費。 ・事業着手日または賃貸契約を締結し賃借権が発生した月のどちらか遅い方から起算して12ヵ月分の賃借料に対して補助します。なお支払い済みであることが確認できる費用のみを補助対象とします。 ・この他賃貸に関する取扱いは「新規出店家賃補助事業」の取扱いを参考に判断します。
借上料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース・レンタル料として支払われた経費。 ・借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみが補助対象となります。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分の経費のみ補助対象とします。
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行に必要な施設の改修、改築および新築工事に要する経費。 ・補助対象となる工事は、市内登録業者へ発注された工事に限ります。※市内登録業者一覧を参照（1-19 ページ） ・対象となる工種等は「店舗等新築改修費補助事業」の取扱いを参考に判断します。
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスター、チラシ等の作成や広報媒体を活用した開業にあたって実施するPRに要する経費。
専門家謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費が対象となります。 ・商工会議所又は商工会の職員を専門家等として支出の対象にすることはできません。 ・謝金の単価は、補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。 ・依頼する業務内容について書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。なお、本事業への応募書類作成代行費用は補助対象となりません。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な情報収集や各種調査、及び販路開拓のための旅費が補助対象となります。 ・視察、セミナー等の参加についても対象とすることができます（セミナー受講料等も旅費に含むことができます）。 ・基本は、公共交通機関を用いた際の実費によることとします。 ・公共交通機関以外の交通費も対象にすることができますが、詳細な行程表、領収書等移動の事実が確認できるものの提出を求めます（妥当性が認められたもののみ対象となります）。 ・出張報告等、事業との関連性が確認できるものがなければ補助対象となりません。 ・専門家派遣にあつての旅費についても同様の取扱いとなります。
委託料・外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に該当せず、業務の遂行に直接必要な業務の一部を第三者に委託・外注（請負）するために支払われる経費が補助対象となります。 ・依頼する業務内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託・外注する側である補助事業者へ成果物等が帰属する必要があります。 ・発注先の選定にあたっては、1件あたり100万円超（税込）を要するものについては、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。 ※契約の性質上、複数の事業者から見積をとることが困難な場合は、理由書を付して、市長が適当と認めた場合は、随意契約によるものも補助対象とすることができます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要なだと市長が認めたもの

【対象とならないもの】

- ・既に営業している場合は補助対象外とします。
- ・補助対象業種であっても、冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象外とします。
- ・基本的に他の補助金等との併給は禁止です。(条例第4条第2項および規則第3条第3項第1項)
- ・事業着手日以前に執行した経費は対象外とします。
- ・証拠書類等によって用途が確認できない経費は対象外とします。
- ・以下、対象外となる経費の例示

- ・既存取得しているものの単なる更新、交換、修繕にかかる経費
- ・食糧費、茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- ・雑誌購読料、新聞費
- ・団体等の会費、フランチャイズ加盟料
- ・町内会費や月極駐車場の賃貸料
- ・借入金などの支払い利息および遅延損害金等
- ・金券、商品券の購入
- ・日当支給、役員報酬、直接人件費
- ・各種保険料(ただし、旅費に係る航空保険料に係るものは補助対象とします。)
- ・不動産の購入費、自動車等車両購入費や修理費、車検費用
- ・金融機関などへの振込手数料
- ・公租公課(消費税は補助対象外とする。ただし、旅費に係る出入国税は補助対象とする。)
- ・対象費目に該当する経費であっても、事業目的に合致しない経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

- ・上記のほか、賃貸料に関しては「新規出店家賃補助事業」、工事費に関しては「店舗等新築改修費補助事業」の取扱いを参考に判断します。

【年度またぎでの申請】

趣旨

- ・店舗の創業には相当の準備時間を要することや、使用する機械装置等の納品時期によっては、年度で区切って事業を行うことが困難で、年度をまたがざるを得ない状況があります。
- ・また、業務の委託や外注、コンサルティングなどを依頼する場合の外部専門家の日程確保など、申請者本人都合ではない理由で補助期間が年度をまたいでしまうことも想定されます。
- ・このように、申請年度内に事業を完了できないことや、補助事業の開始時期によっては補助金を申請することができなくなるような事態を解消するため、事業開始前にあらかじめ確認をした「年度またぎ事業」については、補助対象事業が完了する年度の予算において補助金を交付できることとしました。

年度またぎで申請を行う場合の注意点

- ・補助金を交付する年度において関連予算が成立しなかった場合は、申請そのものも受け付けることができませんので、あらかじめ、ご了解ください。
- ・いわゆる年度またぎの申請は、補助の対象にならないリスクもありますので、できる限り年度内に補助対象業務を完了するスケジュールをお勧めします。

年度またぎの申請手続きに関しては、6-7ページをご確認ください。

【申請の特例】

- ・市が定める都市機能誘導区域等、特定事業店舗集積重点地域において、市民、観光客ともに利用可能な地域加算対象となり得る特定業種の創業の場合は、補助目的に特に合致する事業認め、令和6年1月1日～令和6年3月31日の間に着手した事業であっても申請を可能とします。

【申請フロー】



1 相談

対象事業となり得るか、また継続性と将来的な成長性がある事業かを確認するため、事業所所在地を所管する富良野商工会議所又は山部商工会へ相談をし、申請に必要な以下の書類を作成してください。

・富良野商工会議所 ☎ 0167-22-3555 ・山部商工会 ☎ 0167-42-2409

①	事業計画書 ((新規創業)様式第1号)	
②	事業支援計画書 ((新規創業)様式第2号)	商工会議所又は山部商工会に作成を依頼してください
③	その他事業の概要がわかる書類	企画書など(任意)

2 申請

申請事業に着手する14日前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書(第1号様式)	
②	事業計画書 ((新規創業)様式第1号)	事前に相談段階で作成したもの
③	事業支援計画書 ((新規創業)様式第2号)	事前に相談段階で作成したしてもらったもの
④	補助金等交付申請額算出調書 (第2号様式)	
⑤	収支予算書(第3号様式)	金融機関から借入する場合、その旨も記入する
⑥	概算見積書(任意様式)	既に見積書を取得できる場合はそれらの写し
⑦	誓約書	
⑧	申請者確認書類	⑦-1 個人事業の場合→住民票(抄本)(有料) (複合庁舎1階総合窓口)※個人番号記載不要 ⑦-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書(有料) ※どちらも発行して3か月以内のもの。いずれも写しで問題ない。 ⑦-3 中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、 団体加盟会員がわかる資料※直近のものに限る ※申請時に提出できない場合は、実績報告時に確認します。
⑨	市税の滞納がないことの 証明書類	納税証明書(複合庁舎1階総合窓口)または滞納がないことの証明書(複 合庁舎2階税務課4-3番窓口)のどちらか(※どちらも有料) ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を 負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑩	納税対応状況申出書	消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出。
⑪	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて市から指示します

3 補助金の交付決定(不決定)

審査後、採択可否が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定(不決定)通知書」をお渡しします。書類審査には、14日程度かかります。必要に応じてヒアリングも行う場合があります。

※注意! 交付決定があるまで、事業着手しないでください。

4 変更

以下の(1)~(2)の場合は、市へご相談のうえ、速やかに次の書類を提出してください。

(1)事業費が大幅に増額、減額したときや事業内容・期間など事業計画が変更になったとき

①	変更承認申請書（第5号様式）	
②	事業計画書 （新規創業）様式第1号	変更後の事業内容の変更箇所がわかるもの
③	その他市長が必要と認めたもの	変更内容に応じて担当から指示します

※注意！ 変更後の対象事業費に合わせて、補助金の減額又は交付決定を取り消すことがあります。

(2)事業を取りやめるとき

①	中止・廃止承認申請書（第6号様式）	
---	-------------------	--

5 実績報告

事業完了後1ヶ月以内に、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第8号の3様式）	
②	補助事業実績書 （新規創業）様式第3号	
③	補助金等交付申請額算出調書 （第2号様式）	
④	収支決算書（第9号様式）	
⑤	事業の着手日がわかる書類	賃貸契約書や開店を周知したチラシやSNSスクリーンショット等
⑥	営業許可証の写し	営業許可が必要な場合のみ提出
⑦	領収書の写し	
⑧	その他事業費を確認できるもの	契約書等
⑨	成果物の写真	
⑩	その他事業成果が確認できるもの	必要に応じて担当から指示します
⑪	その他市長が必要と認める書類	申請時に提出できていない書類（住民票、法人登記など） その他、必要に応じて担当から指示します

6 補助金の確定

申請どおりの事業が確認できれば、市内部で補助金の確定手続きを行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

7 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

8 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ2週間～1ヶ月です。

【年度またぎの事業を補助対象とする場合の手続きフロー】

年度を超えた事業にせざるを得ない場合は、通常の手続きに加えて、別途追加で手続きが必要です。
 <着手年度>



<申請年度（年度またぎ）>



1 相談

対象事業となり得るか、また継続性と将来的な成長性がある事業かを確認するため、事業所所在地を所管する富良野商工会議所又は山部商工会へ相談をし、申請に必要な以下の書類を作成してください。

・富良野商工会議所 ☎ 0167-22-3555 ・山部商工会 ☎ 0167-42-2409

①	事業計画書 ((新規創業)様式第1号)	
②	事業支援計画書 ((新規創業)様式第2号)	商工会議所又は山部商工会に作成を依頼してください
③	その他事業の概要がわかる書類	企画書など(任意)

2 事前着手届

着手する年度で、事業着手前までに、次の書類一式を提出してください。

①	事前着手届 ((新規創業)様式第4号)	
②	事業計画書 ((新規創業)様式第1号)	事前に相談段階で作成したもの
③	事業支援計画書 ((新規創業)様式第2号)	事前に相談段階で作成したしてもらったもの
④	補助金等交付申請額算出調書 (第2号様式)	
⑤	収支予算書(第3号様式)	金融機関から借入する場合、その旨も記入する
⑥	概算見積書(任意様式)	既に見積書を取得できる場合はそれらの写し
⑦	誓約書	
⑧	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて市から指示します

3 補助対象の確認通知

書類審査後、補助交付対象となり得る内容であることを確認のうえ、市から連絡し、「事前着手届確認通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

※注意！ 確認通知があるまで、事業には着手しないでください。

※注意！ ここでの通知は、要件を満たしていることを確認した旨の通知であり、補助金交付を確約するものではありません。

※年度を跨いだら、正式な申請

年度を跨いだら、4月20日までに補助交付申請を提出が必要です。以降は通常通り手続きをすすめてください。なお、事前着手届の提出時に添付した書類は、内容に変更がなければ申請書提出時に省略することが可能です。

【Q&A】

(事業ターゲットの限定)

Q 1	事業目的に「市民、観光客ともに利用可能な市内産業を充実」とあるが、例えば簡易宿所のような一般的に観光客向けで市民利用がほとんど想定されない創業の場合は対象となるか？
A 1	補助対象とはなりません。 本事業は、労働実態調査（2023年実施）などから、「市民が利用できる店舗が少ない」などの意見が多かったことから、市民、観光客ともに利用できる店舗を増加させることを前提としたものとなっています。 そのため、例えば、1階は飲食店、2階以降は宿泊施設を創業する場合は、1階部分に関する経費のみを補助対象とすることは可能です。 また、創業にあたって本事業の対象とならない場合でも、「店舗等新築改修費補助事業」「新規出店家賃補助事業」を申請することが可能です。

(対象地域の限定)

Q 2	地域を限定して加算対象としている理由はなぜか？
A 2	魅力的な買い物・観光環境を提供するためには、店舗等は一定の区域内に集積していることが望ましいと考えているため、市街地に限定しています。 山部市街地が対象になっているのは、住居表示が導入されているように、一定の市街地形成が認められること、ここ数年、店舗等の閉店が相次いでおり、対策が急務だと判断し、対象区域としています。

(対象業種の限定)

Q 3	特定事業店舗集積重点地域加算において、対象業種を限定している理由はなぜか？
A 3	市民生活の利便性や市内観光の魅力向上には、店舗等は一定区域内に集積していることが望ましいと考えており、本事業は、市民生活や観光客の消費活動により密接に関係する業種を市街地へできる限り集積させる狙いがあります。 そのため、消費者が直接訪れ利用することができる店舗や業種を限定して対象としています。 小売業でも無店舗小売業を対象としていないのも同様の理由からです。 ただし、あくまで「新規創業の際は」できるだけ市街地への集積を目指すものであり、既存店舗の集積を目的としたものではありません。

(F C店舗への対応)

Q 4	フランチャイズの店舗は対象となるか？
A 4	富良野市民、又は富良野市に主たる事務所をもつ中小企業者であれば、対象とできます。

(異業種進出の解釈)

Q 5	市内で宿泊業を営んでいる事業者が、新たに市内で飲食店の店舗を出店する場合、補助対象となるのか？
A 5	既に営んでいる事業と異なる事業の店舗であれば、補助対象とできます。

(同業種拡大の解釈)

Q 6	市内で飲食店を営んでいる事業者が、新たに市内で飲食店を出店した場合、対象となるか？
A 6	飲食店については、既存店と新規開業店の違いが明確になりづらく、新事業展開には該当しないため、このケースの場合は補助事業の対象とはなりません。

(店舗移転の対応)

Q 7	市内で営業している店舗を、市街地へ移転する場合や、移転を機に店名を変え、違うメニュー構成の店舗を開業する場合、対象となるか？
A 7	同一事業者と判断されるため、対象にはなりません。 本事業の目的は「創業支援」であり、くわえて市民の居住満足度を向上させるために店舗の増加を図るものであるため、市内移転については対象外とします。 店舗の移転は、その地域に住む住民の利便性や居住満足度低下につながる可能性があるため、本制度では積極的に支援しません。

(廃業したものが新たにお店を始める場合の対応)

Q 8	以前、市内で事業を営んでいたが、その店は2年前に閉店した。今回、新たに出店しようと思うが、補助金の対象となるか？
A 8	税法上の廃業届の写しなど、廃業したことがわかる書類があれば、補助対象とすることができるが、そうした書類がなければ、商売を休止しているものとみなし、補助対象とは認められません。

(法人化した場合の扱い)

Q 9	個人事業者として開業しているが、新たに法人を立ち上げた。経営者を法人に切り替えた後の営業について、法人が申請者となって補助事業の申請をする場合、補助対象となるか？
A 9	同一事業と判断されるため、対象にはなりません。法人を立ち上げる際に新たな事業をはじめることが認められた場合のみ対象となり得ます。

(経営者が替わった場合)

Q10	お店の屋号は変わらないが、経営者が替わった場合、家賃補助の対象となるか？
A10	お店の屋号や、前経営者の自己所有物件か、賃貸物件であるかを問わず、新経営者からみた前経営者が①生計を同一とする親族である場合、②2親等以内の親族である場合については、補助の対象としない。よって、これに該当しない場合は、補助の対象とできます。 近親者から経営を引き継いだ場合は対象外とした理由は、いわゆる相続の色合いが濃いこと、経営基盤、経営環境をそのまま引き継ぐケースであるため、市が支援を行うよりも、有利であると認められるからです。 法人経営の場合で、法人代表者が替わったケースは、経営法人が変わっていないので、補助の対象とはしません。

(日割り契約の場合の対応)

Q11	月の途中から賃貸し、家賃が日割りすることができる契約内容となっているが、補助金額はどのように算出されるのか？
A11	補助金は実際に支払った家賃額をもとに算出します。実際に日割りで家賃が算定されていることを領収書等で確認した上で、支払った金額に補助率を乗じて計算します。

(店舗の一部の賃借)

Q12	既存の店舗の一部を借りて、別の店舗を営業しようとしています。この場合は、補助対象となるか？
A12	本事業の対象業種、対象区域内での営業、各種許認可は取得済みという前提条件は満たしているものとして回答すると、次の条件を満たしていることが必要。 ①既存店舗従業員に委託して販売行為を行うものではないこと ②建物の所有者との契約であり、「また貸し」には該当しないこと ③借りる部分が図面等（スペースの大きさが寸法入りで確定されていること）で明示され、かつ契約書等で担保されたものであること ④店内、店外に営業していることがわかるような表示がなされていること

(中心市街地活性化センターの商業支援室（通称：チャレンジショップ）の取り扱い)

Q13	富良野市中心街活性化センターの商業支援室（通称：チャレンジショップ）で店の営業を開始するにあたり、補助の対象となるか？また、商業支援室を退出し、新たに店舗を開業する場合は、補助の対象となるか？
A13	商業支援室は、新たな商業の創出に向けた活動の支援を行うために設置されたもので、一般の相場と比較して低廉な家賃で賃借できるものであり既に市費による支援が行われているものであることや、退去時に原状復帰されることから、物件賃貸料や改修費用は対象外とし、その他の費用については対象になります。 また、チャレンジショップから市内移転する場合は、既に開業しているとみなされるため、補助の対象にはなりません。

(直売所の取り扱い)

Q14	農業者が収穫期に開店する、いわゆる直売所について、対象となるか？
A14	冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象になりません。

(店舗物件がある場合の無店舗小売店舗の解釈)

Q15	店舗はあるが現在は店頭での小売販売を行っておらず、通信販売を主として営業しているが、対象となるか？
A15	常に店頭で対面販売している場合は、通常の小売店舗とみなし対象とできるが、対面販売していない場合は無店舗小売店舗とみなして対象とはなりません。

(親会社、子会社の関係)

Q16	賃貸人における親会社、子会社の関係などどのような事例が対象外となるのか。
A16	<p>会社法では、総株主の50%超の議決権を一つの会社に握られている会社を子会社、反対に50%超の議決権を握っている会社を親会社という。その他実質的に財務及び事業の方針の決定を支配している様々な場合に、支配している側の会社が親会社、支配されている側の会社が子会社となる。(会社法施行規則第3条参照)</p> <ul style="list-style-type: none">・ケース1 建物所有者A(個人事業主)がカフェを営んでいる。建物所有はAのままで、カフェ事業を法人成りして、Aが全額出資する会社Bがカフェ運営を始める場合、補助対象になるか？ ⇒対象外。会社Bは、Aが経営するものだから。会社BはAが100%出資。・ケース2 建物所有者A(個人事業主)がカフェを営んでいる。Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。Aが雇用した従業員B(飲食店を市内で経営していない)が、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、補助対象になるか？ ⇒対象。まったく別の経営者である。・ケース3 建物所有者 会社A(法人事業主)がカフェを営んでいる。会社Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。会社Aとは関係のない会社B(飲食店を市内で経営していない)が、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、補助対象になるか？ ⇒対象。まったく別の経営者である。・ケース4 建物所有者 会社A(法人事業主)がカフェを営んでいる。会社Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。会社Aが100%出資する完全子会社B(飲食店を市内で経営していない)が、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、補助対象になるか？ ⇒対象外。Aが新たに会社を設立さえすれば、補助金を受けれることとならない。・ケース5 建物所有者 会社A(法人事業主)がカフェを営んでいる。会社Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。会社Aが、その他の出資者と出資して会社B(飲食店を市内で経営していない)を設立し、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、補助対象になるか？ ⇒会社Aが会社Bの会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等、過半数もっている出資者に該当すれば、対象外 議決権50%超 子会社(50%は子会社ではない) 議決権の20%以上 関連会社・ケース6 飲食店を営む会社Aの代表者aが、新たに会社Bを設立し、物件を所有者Cから賃貸して飲食店を始めた場合、補助対象になるか？ ⇒対象。代表者や業種が同じであっても、会社Aと会社Bは別法人だから。

図1 都市機能誘導区域

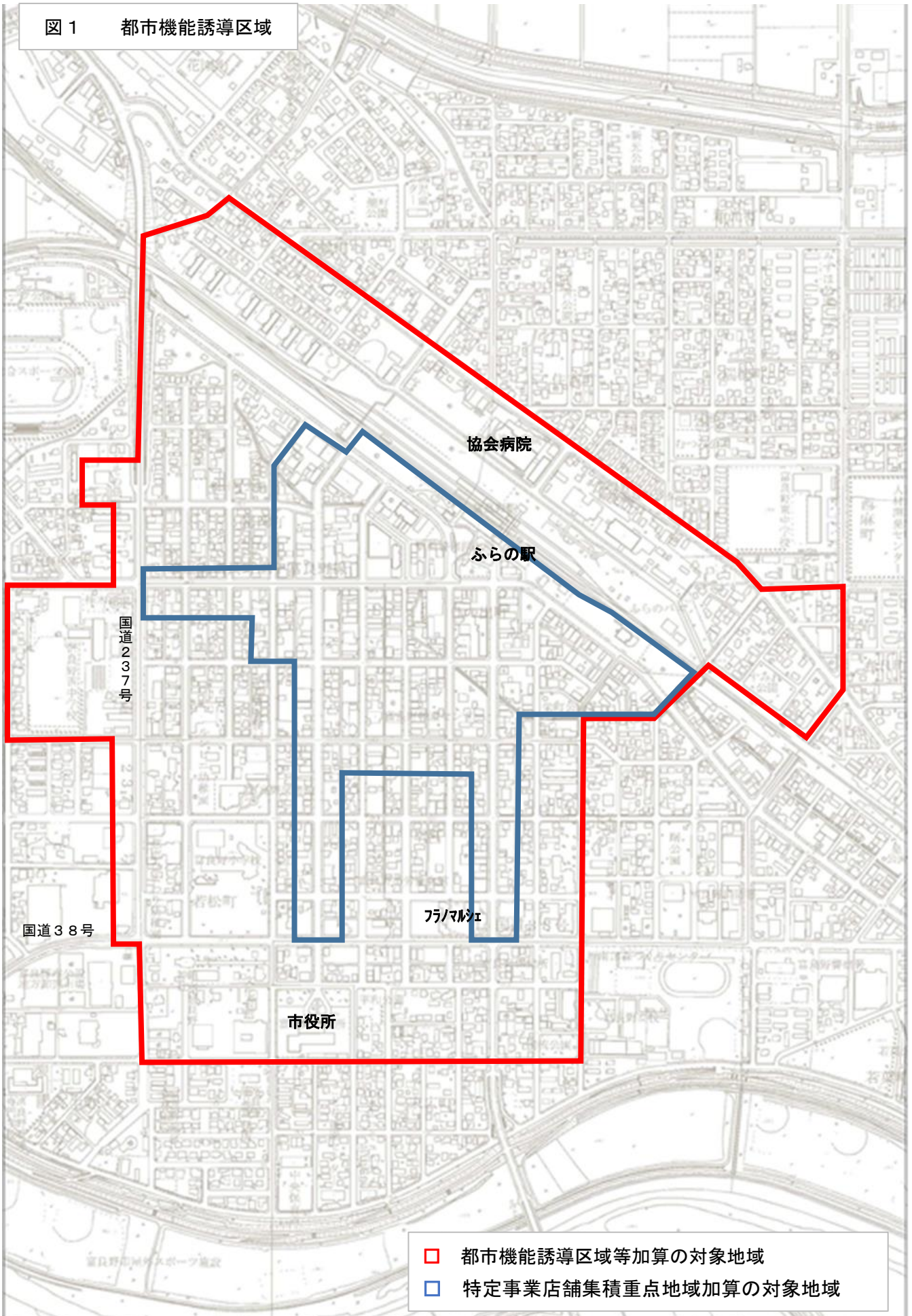


図2 山部市街地

